

申告書確認表【留意事項】

平成30年4月1日以後開始事業年度等分
単体法人用

項 目	確 認 内 容		留 意 事 項
	No.		
減価償却費 別表十六(一)・ 十六(二)・ 特別償却の付表	66	平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物並びに鉱業用減価償却資産のうち建物、建物附属設備及び構築物の償却方法について、定率法を適用していませんか。	税制改正により、償却方法及び償却率の見直しが行われることがあるため、償却方法等が法令に適合しているか確認する必要があります。 なお、平成28年度税制改正により、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備等については、定率法を適用できないこととされています。
	67	中小企業者等又は特定中小企業者等に該当しない法人であるにもかかわらず、これらに該当しないと適用できない特別償却を適用していませんか。	資本金の額又は出資金の額が1億円以下であっても、大規模法人（資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人等）の子会社である等一定の要件に該当する場合には、中小企業者等又は特定中小企業者等に該当しないことがあります。
	68	特別償却の適用を受けた資産について、措法による圧縮記帳及び他の特別償却を重複適用していませんか。	特別償却の適用に当たって、法法による圧縮記帳との重複適用をすることはできませんが、措法による圧縮記帳及び他の特別償却との重複適用をすることはできません。 なお、法法による圧縮記帳との重複適用をした場合には、圧縮記帳をした後の金額をその取得価額として特別償却を行うこととなります。
	69	特別償却の制度ごとに適用すべき基準取得価額割合及び償却率によって計算していますか。	税制改正により、特別償却の基準取得価額割合及び償却率の見直しが行われることが多いため、適用を受けようとする基準取得価額割合等が法令に適合しているか確認する必要があります。
特定外国子会社等に 係る課税対象金額等 別表十七(三)・ 十七(三の二)・ 十七(三の三)等	(外国関係会社の平成30年4月1日前に開始した事業年度)		
	70	特定外国子会社等を有する場合、別表十七(三)等を添付し、会社単位の合算課税制度に係る適用除外規定の適用の有無について判定を行っていますか（適用除外となる場合であっても、特定外国子会社等の財務諸表、申告書等を添付する必要があります。）。	別表十七(三)を添付していない場合には、会社単位の合算課税制度に係る適用除外規定の適用を受けることはできません。 また、別表十七(三の二)を添付していない場合には、特定所得の合算課税制度に係る適用除外規定の適用を受けることはできません。
	71	別表十七(三)等の各欄は、添付した特定外国子会社等の財務諸表、申告書等の記載内容と一致していますか（会社単位の合算課税制度に係る適用除外規定の適用を受ける場合であっても、適用対象金額があり、特定所得の金額があるときは、別表十七(三の二)を作成していますか。）。	
	72	別表十七(三)の31欄の金額は、6欄の事業年度中に確定した法人所得税の額を記載していますか（6欄の事業年度の所得に対する法人所得税の額を記載していませんか。）。	6欄の事業年度の所得に対する法人所得税の額を記載した場合には、課税対象金額の計算に誤りが生じることがあります。
	73	別表十七(三)の35欄の金額の換算レートは、特定外国子会社等の当事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日における電信売買相場の仲値を適用していますか（自社の同日を含む事業年度終了の日における電信売買相場の仲値を適用している場合、継続適用していますか。）。	自社の同日を含む事業年度終了の日における電信売買相場の仲値を継続適用している場合で、2以上の特定外国子会社等を有するときは、その全ての特定外国子会社等につき、当該電信売買相場の仲値を適用する必要があります。
	74	別表十七(三)付表一の25～27の計欄及び合計欄には、間接保有分も含めていますか。	間接保有分とは、外国法人を通じて間接的に保有するものをいい、内国法人を通じて間接的に保有するものは含まれません。
	75	別表十七(三の三)の6欄の金額は、4欄の事業年度の所得に対する外国法人税額ですか。 また、その外国法人税額に係る申告書等を添付していますか。	対象事業年度以外の外国法人税額を記載した場合には、控除対象外国法人税額の計算に誤りが生じることがあります。
76	別表十七(三の三)の17欄及び18欄の金額の換算レートは、特定外国子会社等の当事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日における電信売買相場の仲値を適用していますか（自社の同日を含む事業年度終了の日における電信売買相場の仲値を適用している場合、継続適用していますか。）。	自社の同日を含む事業年度終了の日における電信売買相場の仲値を継続適用している場合で、2以上の特定外国子会社等を有するときは、その全ての特定外国子会社等につき、当該電信売買相場の仲値を適用する必要があります。	